

一、發生ノ場所

南葛飾郡大島所七ノ八三二

二、業主側

神保硝子工場

経営者 神保 一

資本金 金五百圓位

事業 皂服用薬瓶ノ製造

企業系統 十シ

使用労働者 男 十一名 女 四名 計 十五名

三、労働者側

爭議参加者 總員

労働組合関係 十シ

応援団体 十シ

元労働党員所一郎一人トシテ応援ス

四、發生ノ時 昭和五年五月十九日

五、發生ノ原因

本工場ノ経営者、如クナラス毎月ノ賃金モ完全ニ支拂フ事ヲ得スレテ不拂額二百六十余圓ニ達シタルニ因ル

六、要求事項并交渉状況

職工ハ從來モ屢々賃金支拂ヲ求メツ、アリシモ工場主ハ事業不振ノ為如何トシテ拒否シツ、アリシカ職工ハ全員ニテ十九日工場主ニ對シ賃金ノ即時支拂ヲ求メ拒絶セラル、ヤ直チニ罷業セリ

七、經過

(一) 事業主側

工場主ハ金策ノ為ト稱シ廿一日深夜ヨリ所在ヲ齟齬シ爭議團體側所一即外一名ト密ニ會見シテ解決策ヲ講シツ、アリ

(二) 労働者側